

京都家庭裁判所●●●●●●●● 御中

平成〇〇年 4 月 1 日

届出人 { 申立人
 相手方 氏名 京都 次郎

印

固定電話： (075) ●●● - ●●●●

携帯電話： (090) ●●●● - ●●●●

どちらに連絡があってもよい。

できる限り，〔 固定電話 / 携帯電話〕への連絡を希望

委任状記載の弁護士事務所の固定電話への連絡を希望

必ず記載してください

いずれかにチェック

現住所及び送達場所等の届出書

私の現住所及び送達場所等は次のとおりです。（□の該当箇所にレ印又は■を記載する。）

いずれかにチェック

1 現住所【現実に生活の本拠としているところを記載する。】

■現住所は，申立書（訂正申立書）に記載されているとおりです。

〒 _____ 都・道 _____ 市 _____ 区・町 _____

_____ 府・県 _____ 郡 _____ 村 _____



_____（ _____ 様方）
上記の住所は，住民登録を 行っている。 行っていない。

いずれかにチェック

2 送達場所

標記の事件について，書類は次の場所に送付してください。

■上記1の現住所に送付してください。

委任状記載の弁護士事務所の住所に送付してください。

次の場所を届け出ます。（次の場所は 実際に住んでいる。 住んでいない。→※）

〒 _____ 都・道 _____ 市 _____ 区・町 _____

_____ 府・県 _____ 郡 _____ 村 _____



_____（ _____ 様方）
あなたと上記送達場所との関係（ 就業場所， 実家， _____ ）

※あなたが実際にはいない場所を送達場所として指定する場合には，次の「送達受取人の届出」が必要です。

送達受取人氏名： _____（あなたとの関係： _____）

いずれかにチェック

3 審判書や調停調書に，上記1の現住所等（申立書記載の現住所等を除く。）を記載すること（あなた以外の当事者に開示すること）に支障がありますか。

■支障はない。

支障がある。→ 別途手続をご案内いたしますので，担当書記官にご連絡ください。

<現住所及び送達場所等の届出書について>

1 記載について

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。

そこで、「現住所及び送達場所等の届出書」に、必要事項を記載して、申立書等とともに裁判所に提出してください。

(申立書等を提出済みの方は、すみやかに裁判所に「現住所及び送達場所等の届出書」を提出してください。)

申立書等に記載された住所を送付場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

あなたが実際にはいない場所を送達場所として指定する場合は、「送達受取人氏名」、「あなたとの関係」も記載してください。

送達場所等の届出をした場合は、この手続に関する裁判所からのすべての書類は、その届出場所にあてて発送されます。

そして、この場合、あなたが実際に送達書類を受け取られなくても受け取ったものとみなされ、そのまま手続が進行して不利益を受けることがありますので注意してください。

2 現住所等の開示について

「現住所及び送達場所等の届出書」は、本件の当事者からの申請があれば、原則として開示が許可されます。

「現住所及び送達場所等の届出書」の非開示を希望する場合には、別途手続が必要ですので、担当書記官までご連絡ください。

ただし、遺産に不動産等があり、遺産分割の結果、登記手続を行うこととなる場合など、あなたが何らかの義務を負うことになった場合等には、現在の住所について秘匿を希望していても、裁判官の判断により、審判書または調停調書に現住所や住民票記載の住所を記載する(住所等を秘匿できない)ことがありますので、ご注意ください。

3 現住所や送達場所等の変更について

一度届け出た現住所や送達場所等に変更が生じた場合、ただちに担当書記官に連絡をしてください。あわせて、再度、「現住所及び送達場所等の届出書」に必要事項を記入して、必要に応じて「現住所秘匿の上申書」にも記入した上で、速やかに裁判所へ提出してください。